

平成 21 年 6 月 19 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720206
 研究課題名（和文）ヨーロッパにおけるユダヤ人財産の「アーリア化」・略奪・返還（1933－現在）
 研究課題名（英文）Aryanization, Expropriation and Restitution of Jewish Property in Europe, 1933 to the Present
 研究代表者
 武井 彩佳（TAKEI AYAKA）
 学習院女子大学・国際文化交流学部・専任講師
 研究者番号：40409579

研究成果の概要：

ホロコーストにおけるユダヤ人財産の略奪、その戦後の返還、そして 1990 年代末に始まる補償問題の再燃という、約 70 年にわたるユダヤ人の財産問題の軌跡を追い、その全体像を明らかにした。その結果、財産問題が戦後を通じてくすぶり続けてきた理由が明らかとなり、さらにヨーロッパでユダヤ人が奪われた財産の返還補償が、パレスチナでは土地を追われたアラブ人の財産問題という、新たな問題と関係していることが示された。研究成果は『ユダヤ人財産は誰のものかーホロコーストからパレスチナ問題へ』（白水社 2008 年）として発表した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	90,000	1,790,000

研究分野：ドイツ現代史、ユダヤ史

科研費の分科・細目：西洋史

キーワード：ユダヤ人、戦後補償、ホロコースト、ナチズム、アーリア化、パレスチナ問題、財産返還、イスラエル

1. 研究開始当初の背景

1990 年代末、ヨーロッパではナチズムに起因する戦後補償の問題が大きな関心呼んだ。特にアメリカでは、ユダヤ人がホロコーストにおいて奪われた財産の返還要求が、集団訴訟という形でたたかわれた。このような中、戦後半世紀が経過してもなお、ユダヤ人の残置財産が深刻な政治問題となる理由は、日本では理解されていなかった。なぜな

ら我が国では、ホロコーストといえばユダヤ人の「死」の問題であり、物的な問題、つまり奪われた「モノ」や「カネ」については、ほとんど研究されてこなかったからである。また、こうした財産が戦後どのように返還補償され、またはされなかったのかについても、学術的な研究はなかった。

2. 研究の目的

上のような状況にあっては、まずユダヤ人

の財産問題をめぐる、通史的な全体像を提示することが不可欠であると考えた。したがって、ナチによるユダヤ人財産の「アーリア化」と略奪、その戦後の返還、さらに 90 年代以降の補償という、性格の異なる諸問題を、それぞれ独立したものとして扱うのではなく、連続したものとして描き出すことを目的とした。これにより、ナチ時代のアーリア化については知っているが、当該財産が戦後どうなったのかについては聞いたことがないといった、いわば「知識の分断」を克服することができる。また 1933 年から現在までという長期的視点でとらえることにより、時々の返還措置からこぼれ落ちてゆく財産の種類が明らかになり、未解決の問題としては何が残っているのか、また将来的に何が問題になりうるのかといった点も、おのずと解明される。本研究が意図したのは、領域横断的な、鳥瞰的な研究であり、それは大局的な歴史の流れを把握し、その延長上にある現在のわれわれの世界が抱える問題について、そのルーツから明らかにすることに他ならない。

3. 研究の方法

ユダヤ人財産の問題は、歴史・政治・法律の分野にまたがる問題であるので、従来の歴史研究とは異なる手法を取り入れた。まず 1933 年から現在までを三段階に分け、① 1933-1945 年、② 1945-1957 年、③ 1995 年以降とし、①をアーリア化と略奪の時期、②を財産返還の時期、③をアメリカの集団訴訟を契機とする補償の時期と位置付けた。①と②は歴史学の範疇にはいるが、③については法学の分野になるため、それぞれそれぞれの段階で異なる手段で史料（資料）収集を行った。各段階における研究方法については以下の通り。

①のアーリア化、略奪については、すでに十分な二次文献が存在するので、アーリア化の個別例を実証的に分析する場合を除いては、おおむね二次文献に依拠して歴史像を描き出した。

②の戦後の返還については、欧米においてもあまり先行研究がなく、英・米・仏・独・イスラエルの文書館史料で収集した膨大な第一次史料から、自ら史実を再構成した。また、生存する関係者へのインタビューも行った。

③のアメリカでの集団訴訟については、LEXIS や Westlaw といった法律系のデータベースを利用して、判例を集めた。ただ、ここでも法解釈の問題には分け入ることなく、むしろ訴訟の流れを把握するために、判例を利用した。

4. 研究成果

上記のような研究により明らかになった点を前述した三段階に分けて示すと、まず①の段階においては、ホロコーストにおけるユ

ダヤ人財産の略奪が実に凄惨を極めたという事実が浮かび上がった。財産のはく奪は死への前段階にほかならず、財産を失うことが死への扉を開けるものであったということが理解された。同時に、略奪はナチのみによって遂行されたわけではなく、フランスのヴィシー政府をはじめとする、広範囲な非ドイツ人の加担があったことも明らかになった。

②においては、戦時下で奪われたユダヤ人財産は、各国の戦後の政治体制によって全く異なる運命をたどり、一般にドイツをはじめとする西欧諸国では比較的広範な返還がなされたのに対し、東欧の旧共産圏では、返還と呼べるような措置がほとんど存在しなかったことが分かった。したがって、財産問題が戦後長くくすぶり続けた理由は、冷戦が終結するまで、東欧でユダヤ人の財産問題が凍結されてきたことにある。

上記の点を踏まえると、③における近年の返還・補償要求は、主に未解決の東欧の財産の解決を求めたものであったことが分かった。しかし同時に、スイス銀行の件をはじめとして、ユダヤ人の財産返還要求がおおむね成功裏に終わっているのに対し、まったく解決の見込みのない多くの財産問題が各地に残されていることも認識された。たとえば、東欧から追放されたドイツ人の残置財産の問題である。

さらなる収穫は、ユダヤ人の財産問題の解決は、新たな財産問題の継続—土地を追われたパレスチナ人の財産問題—と間接的ではあるが関連があると分かったことだ。ユダヤ人がほぼ不在となったヨーロッパに残された財産が処分され、これがイスラエルに流れ込み、こうしてイスラエル社会の基盤は強化されていくのだが、これは同時に、追放され財産を失ったパレスチナ人の「不在」を既成事実化するものであった。

ホロコーストに起因する財産問題を、現在のパレスチナ問題との関連性でも考えるという視点は、西洋の過去と中東の現在を結び、その中の「連続性」を明らかにするという、非常に新しい問題提起を可能とした。欧米では、ホロコーストで大きな犠牲を出したユダヤ人への配慮からか、イスラエル／パレスチナの問題をもっぱら局地的な政治問題として論じる傾向にあるが、そのヨーロッパ的なルーツを明らかにすることは、ホロコーストとパレスチナ問題は別次元の問題であるとする欧米の「主流派」に、日本から実証研究でもって挑戦するものとなるだろう。同時に、こういった世界史的な視野は、細分化された研究が主流となっている現在の我が国の西洋史研究に対する問題提起でもある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

①武井彩佳、「第二次世界大戦後のヨーロッパにおけるユダヤ人財産の返還—近年の返還訴訟の歴史的起源」、『比較法学』(早稲田大学比較法研究所)、査読有、第39-3号、2006年、95-118頁。

②武井彩佳、「ユダヤ人財産の返還補償の再展開—アメリカにおけるホロコースト訴訟との関連で」、『現代史研究』(現代史研究会)、査読有、第52号、2007年、57-70頁。

③武井彩佳、「戦後ドイツの中のユダヤ人—他者性の肯定」、『ドイツ研究』(日本ドイツ学会)、査読無、第41号、2007年、8-13頁。

④武井彩佳、「ピレネーのすそ野で朽ち果てる」、『春秋』、査読無、2.3号、2009年、9-12頁。

〔学会発表〕(計5件)

①武井彩佳、「戦後ドイツの中のユダヤ人—他者性の肯定」、日本ドイツ学会、2006年6月10日、立命館大学。

②武井彩佳、「ユダヤ人補償再考—ドイツの物資とイスラエル(そしてパレスチナ問題)」、ドイツ現代史学会、2006年9月21日、青山学院大学。

③武井彩佳、「ホロコーストとユダヤ人財産」、早稲田大学史学会、2007年10月6日、早稲田大学。

④武井彩佳、「ホロコーストとユダヤ人財産」学習院女子大学学会、2008年12月4日、学習院女子大学。

⑤武井彩佳、「物的側面から見たホロコースト—回転する財産とジェノサイドの類型」西日本ドイツ現代史学会、2009年3月27日、広島市立大学平和研究所。

〔図書〕(計1件)

武井彩佳、白水社、『ユダヤ人財産は誰のものか—ホロコーストからパレスチナ問題へ』、2008年、総294頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武井彩佳 (TAKEI AYAKA)

研究者番号：40409579

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

